

弁護士が電話で対応します

被害の情報をお寄せください

消費者契約トラブル110番

日時:2021年11月24日 水曜日

午前10時 ~ 午後4時

電話:028-678-8000

被害の情報事例

インターネットの広告で見つけたダイエットサプリメントが気に入り、広告を読んでいると、「初回無料で2回目以降は、電話でいつでも解約できる。」と書いてあったので、申し込みをしました。2回目購入前に、解約しようと思い解約専用の電話番号にかけたのですが、何度かけてもつながりません。

被害の情報事例

突然訪問してきた事業者に「屋根が傷んでいます。無料で点検します」と言われました。点検後「このままでは雨漏りするかもしれませんよ、今なら1万5千円で修理ができます」と言われ修理を依頼しました。しかし、作業後に雨漏りの範囲が広いという理由で3万円請求されました。

消費者契約トラブル110番について

- * 弁護士が電話対応します。
- * 消費者トラブルの要因となった勧誘行為・約款の情報です。
- * 事業者との間に立った斡旋は行いません。
- * ご提供いただきました情報は、とちぎ消費者リンクの検討委員会で検討後、必要があれば事業者への是正取組みを行います。
- * 情報をお寄せいただいた方に事業者から連絡が入ることはありません。

お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク事務局
電話・FAX 028-678-8000